

一般社団法人日本壁装協会会則

制 定 平成15年6月12日

最終改正 平成28年3月16日

第1章 総 則

(本会則の目的)

第1条 一般社団法人 日本壁装協会（以下「本会」という。）は、本会の定款に定める事項が円滑かつ公正に実施されることを目的として、本会則を定める。

(英文名称)

第2条 本会は、英文ではJAPAN WALLCOVERINGS ASSOCIATIONと称し、その略称をWACOAとし、ワコアと称する。

(支 部)

第3条 本会は、理事会の決議により、支部を設けることができる。

(本会の目的及び事業の実行)

第4条 本会は、定款第3条記載の目的及び事業項目について、毎年度ごとに事業計画並びに予算を作成し総会の承認を得てこれを実行する。

2. 本会は、防火材料、シックハウス対策壁紙等に関する壁紙品質情報管理システムに基づく自主管理業務を行う。壁紙品質情報管理システムの運用は別に定める「防火壁装材料品質情報管理システム運営規則」「シックハウス対策壁紙品質情報管理システム運営規則」等関連規則類による。

3. 防火材料とは国土交通大臣の認定による建築材料等の公称であり、この防火材料の認定を受けた壁紙を本会では「防火壁装材料」と称する。また、本会の言うシックハウス対策壁紙とは、ホルムアルデヒド発散建築材料の指定を受けた材料（壁紙含む）のうち、JIS認証または国土交通大臣の認定に基づきF☆☆☆以上の性能を有する壁紙をいう。

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会の会員の種類は、正会員及び準会員とする。本会則では、特に記載のない限り、正会員及び準会員を併せて「会員」と総称する。

(1) 正会員 一般社団法人日本壁装協会の社員

(2) 準会員 正会員以外の、壁紙関連の事業者である法人、団体もしくは個人であつて、理事会の承認を受けたもの。

2. 準会員は、一般社団法人日本壁装協会の社員となることにより、本会の正会員となることができる。

(防火材料会員)

第6条 本会の会員は、本会の防火材料会員登録規則の定める手続に従い、本会の審査及び理事会の承認を経て、以下の種別に応じた「防火材料会員」となることができる。

(1) 防火材料会員 (A) 国土交通大臣による防火材料の認定を取得している者

(2) 防火材料会員 (B) 防火壁装材料を販売する者

(3) 防火材料会員 (C) 防火壁装材料を認定条件に従って施工する者

(4) 防火材料会員 (D) 本会が取得した認定の使用を許可され製造または輸入する者

(5) 防火材料会員 (E) 本会が取得した認定を使用した商品を販売する者

2. 防火材料会員は、防火壁装材料に関する本会の業務に協力するものとする。

3. 防火材料会員の登録料については、防火材料会員登録規則に定める。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、入会金及び会費を負担する。入会金及び会費の額は細則に定める。

2. 既に納入された入会金及び会費については、理由の如何にかかわらずこれを返却しない。

(分 担 金)

第8条 防火材料会員は、入会金及び会費のほかに、本会の事業を達成するための分担金を拠出しなければならない。分担金の算出方法等は、細則に定める。

2. 既に納入された分担金については、理由の如何にかかわらずこれを返却しない。

(事業収入等)

第9条 事業収入等とは会費および分担金以外の収入を言う。その内訳は、登録料、審査料、ラベル代金、書籍代金、その他物品等の頒布収入及びその他の収入とする。

2. 既に納入された事業収入等については、理由の如何にかかわらずこれを返却しない。

(退 会)

第10条 正会員は、本会の定款にしたがって本会の社員でなくなったときは、本会を退会する。

2. 準会員は、1ヶ月以上前までに退会届を提出して、本会を退会することができる。
3. 準会員が、次の各号の一つに該当する場合は、退会届の提出がなくとも退会したものとみなす。

- (1) 死亡または解散
- (2) 破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の申立てをし、もしくは申立てを受けたとき、又は解散したとき
- (3) 会費、分担金、その他本会に納めるべき費用等が、期限までに支払われなかったとき

(除 名)

第11条 会員が、本会の名誉を著しく毀損し、又は設立の趣旨に反する行為をなしたるときは、正会員は本会の社員総会の決議によって、準会員は理事会の決議によって、除名することができる。

第3章 会 議

(会 議)

第12条 会議は、定款に定める社員総会（定時総会及び臨時総会）、理事会のほか、本会則に定める委員会等とする。

(議 決)

第13条 各会議の議事は、本会の定款及び法令に別途定めがない限り、出席者の過半数の議決による。

(委員会及び臨時委員会)

第14条 本会に、目的及び事業達成のため、次の委員会を設ける。

- (1) 技術委員会
- (2) 施工管理委員会
- (3) リサイクル委員会
- (4) 広報・普及委員会
- (5) 流通委員会

2. 目的及び業務の遂行上必要な場合には、理事会は、1年を越えない期間を限って臨時委員会を設置することができる。ただし、理事会は、期間を延長することができる。
3. 委員会の委員長は、理事会において理事の中から(ただし、必要あるときは理事以

外の者から)選任し、委員長は、理事会の承認により委員(若干名)を指名する。委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4. 委員会及び臨時委員会の運営については、理事会において別に定める委員会運営要綱による。

(特別専門委員会)

第15条 本会に、本会則第4条第2項に定める防火材料・シックハウス対策関連業務を公正かつ円滑に運営するため、特別専門委員会を設置する。当該特別専門委員会は、以下の構成とする。

(1) 壁紙品質情報管理システム運営委員会(以下「運営委員会」という。)

(2) 壁紙品質情報管理システムの運用を行うため、運営委員会の下部委員会としての壁紙品質情報検索システム運営委員会分科会

2. 特別専門委員会の委員長は、業務に対する協会の社会的責任を明確にしかつ信頼性を確保するため、本会の代表者または当該代表者が理事会の承認の下に指名した役員が就任する。

3. 運営委員会の委員は15名以内とし、理事会の承認のもとに委員長が指名する。

4. 特別専門委員会の運営については、別に定める特別専門委員会運営要綱に基づく。

5. 委員長並びに委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 役員、顧問及び参与

(役員)

第16条 役員については、定款に定める外、以下のとおりとする。

2. 役員については、理事会で候補を推薦することができる。

3. 金銭出納の公正化を担保するため、理事会において、理事の中から会計担当1名を選任し、金銭出納の決裁を行う。会計担当は、その職務を予め執行理事に委任することができる。

4. 理事は、定款、本会則に定めのある場合、及び理事会の承認がある場合を除き、その職務を他に委任することができない。

5. 役員のうち、常勤役員である専務理事、常務理事の任用については、下記を原則とする。

① 専務理事 67歳以下

② 常務理事 65歳以下

③ 前項及び前前項の年齢は定時総会時点での年齢とし、これを超えた場合は理事任期が残っている場合においても総会日に退任するものとする。

6. 役員は任期満了後であっても後任者が決定するまでの期間その職務を行わなければならない。

(顧問及び参与)

第 17 条 本会の運営に関する重要な事項について理事長の諮問にあたるため、本会に、顧問及び参与をおくことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(役員報酬)

第 18 条 報酬は、社員総会で定められた金額内で、理事会がこれを定める。

2. 監事の報酬は、社員総会で定められた金額内で、監事全員の会議により定める。

3. 報酬額は、理事会に報告され、その第一回目の支給額の記載された会計帳簿をもって記録とする。

4. 役員のうち、常勤役員の報酬及び退職慰労金については別表の通りとする。ただし別表は理事会に報告し非公開とする。

第 5 章 事務局等

(事務局の運営)

第 19 条 事務局の運営に関する規則類は、別に定める事務局内部規則（以下「内規」という。）に基づく。

2. 内規は理事長の承認の下に専務理事が作成し、制定及び改廃に際しては理事会の承認を得る。

3. 内規の改正・追加等については理事長の承認の下に専務理事が案を作成し、理事会に報告する。

4. 内規は以下とする。

(1) 雇用関係

① 就業規則

② 再雇用規程

③ 賃金規則

(2) 会計関係

① 会計規程

② 稟議規程

(3) その他

① 国内出張等旅費規程

② 役員及び委員等旅費規程

③ 慶弔見舞金規程

(業務の委託)

第20条 事務局の業務は、理事会の承認によってその一部を他に委託することができる。

第6章 資産及び会計

(資産)

第21条 本会の資産は次の収入による。

- (1) 入会金、会費
- (2) 分担金
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入
- (6) 資産より生ずる果実

(資産の管理)

第22条 本会の資産は理事長が管理し、その方法の基本原則は理事会によって定める。

(経費)

第23条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第24条 本会の事業会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(暫定措置)

第25条 本会則の定めにかかわらず、止むを得ない事由により予算が成立しない場合は、理事会の承認により、予算が成立するまでの期間、前年度の予算に準じた収入及び支出を実行することができる。

2. 前項の収入及び支出については、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

附 則

第1条 本会則は、有限責任中間法人 日本壁装協会設立日から施行する。

第2条 本会則の改廃は、理事会の議決による。

第3条 定款第5章第35条2項に示す①②③の定義については以下のように定める。

(1) 重要な財産の処分及び譲渡

①1件300万円以上については理事会の承認を要する。

②1件100万円以上300万円未満については理事長の承認を要する。

③1件100万円未満については専務理事の承認を要する。

(2) 借財はいかなる金額であっても理事会の承認を要する。

(3) 重要な使用人とは、期間限定の一時的な雇用契約を除くものとし、その選任及び解任は理事会の承認事項とする。

第4条 本会則の改正は、平成28年3月16日から施行する。

一般社団法人 日本壁装協会 会則 細則

(入会金及び会費、入会手続き)

- 第1条 本会則第7条に基づく会員の入会金並びに年度会費の金額は、次のとおりとする。
2. 会費は、年度当初に請求し、当該年度に開催される定時社員総会開催日の属する月末までに支払うものとする。

会員の種別	入 会 金	年 度 会 費
正 会 員	300,000 円	120,000 円
準 会 員	60,000 円	60,000 円

3. 本会則第7条に定める入会申込は、所定の書式により入会を申請し、入会金、年度会費の納入を以って申込とする。

なお、推薦人および理事会の承認を必要とする正会員への移行は、その承認を得た後、細則第2条の入会金差額並びに年度会費の差額の納入を以って手続きの完了とする。

(年度途中で入会した場合)

- 第2条 毎会計年度10月1日以後に入会するものの年度会費については、第1条に定める年度会費の2分の1を越えない範囲でこれを減額することができる。準会員であって新たに正会員に移籍しようとするときの入会金は、その差額を納入するものとする。

(分担金)

- 第3条 本会則第8条に基づく分担金は、事業年度ごとに定める事業計画に基づき理事会で負担額、徴収時期・方法等を議決する。

(改廃)

- 第4条 本細則の改廃は、理事会の議決による。

附 則

- 第1条 本細則は、有限責任中間法人 日本壁装協会の設立日である平成15年7月2日 を以って施行する。

- 第2条 本細則の改正は、平成28年3月16日から施行する。

以上